

国立女性教育会館における政策実施機能を強化するための関係府省と連携しての運営・組織体制の在り方について（概要）

平成26年12月26日

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）等を踏まえ、国立女性教育会館（以下「会館」という。）に求められている業務や、その業務を通じた政策実施機能の強化に向けた取組や組織体制について、内閣府・外務省・厚生労働省・経済産業省等関係府省のほか、教育委員会や経済団体等からの助言者も加え、検討を行った。

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）（抜粋）

○ 国立女性教育会館については、主務省が主体となって、女性教育にとどまらない幅広い男女共同参画の推進に関する業務を明確に位置付け、政策実施機能の強化の内容を関係府省と検討した上で、内閣府との共管化等について平成26年中に結論を得る。

1. 政策実施機能強化のための具体的取組

- 1) 会館に求められている機能強化の方向性は、これまでの取組の強みを生かし、教育の対象者・対象機関を広げて男女共同参画を推進する取組を活性化させることと考えられる。
- 2) このため、会館は、関係府省との連携を一層強化し、実施事業における連携強化や情報の一元化・発信などの具体的取組を進める。

2. 政策実施機能強化のための組織体制の在り方等

- 1) 1. のとおり、会館は、機能強化のため、教育の振興を通じた男女共同参画推進の取組の活性化が求められており、個別の所掌分野を有する関係府省等との横の連携を深めることが重要である。内閣府との共管により会館の機能強化が達成できるものではないため、現時点では内閣府との共管化を行う必要性はないと考えられる。
- 2) 具体的には、以下のとおり、会館の行う男女共同参画教育の推進に関する業務を位置づけるとともに、関係府省との連携体制を構築する。
 - ①男女共同参画の推進に関する業務及び政策実施機能強化のための具体的取組について、中期目標・中期計画に記載する。（現行の第3期中期目標・中期計画（平成23～27年度）についても、変更を行う。）
 - ②会館が関係府省との連絡会を開催し、情報を共有し具体的な連携を充実させる。
 - ③外部有識者から構成され、理事長に助言を行う「国立女性教育会館運営委員会」のメンバーに関係府省を加える。また、運営委員会の委員候補について、関係府省に推薦を求める。
 - ④中期目標については、文部科学大臣が関係府省からの意見を踏まえて作成する。
 - ⑤中期計画については、会館が運営委員会の意見を聞いた上で作成する。